

**「3年後見直し」審議を踏まえた  
専門実践教育訓練の指定基準等の改正案について**

- 第3回人材開発分科会（平成30年2月6日）以降の4回の審議を踏まえた、専門実践教育訓練の指定基準の具体的な見直し案（平成31年4月指定分からの適用を想定）は、次のとおり。

青枠：指定基準告示改正事項      赤枠：人材開発統括官定め改正事項  
黒枠：講座指定事務運用改正事項

## 見直し事項① 専門職大学等の課程の対象への追加（第7類型の新設）

- 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程（平成31年4月開学予定）については、職業実践性を確保するため、以下のような設置基準が設定されており、こうした仕組みは、教育訓練プログラムへの企業ニーズの反映、訓練の職業実践性の担保といった観点から、既存の他の類型と比較しても、同等以上と考えられる。
  - ・ 必要専任教員の概ね4割以上が実務家教員
  - ・ 教育課程の編成を産業界と連携して実施（教育課程連携協議会の設置等）
  - ・ 特定の職業における高度専門人材を育成するための教育課程となるよう、特別の基準を設定（4年制課程の場合、企業等での臨地実務実習を含む実習等を1,200時間相当以上実施、など）
- こうした設置基準をいずれも満たす課程は、専門実践教育訓練のコンセプト中、「教育訓練の質が、技術革新、市場ニーズやその変化等にも対応した、専門性・実践性を備えたものであることを国が保証する厳格な仕組みが具備」されたものに該当すると考えられることから、一定の講座レベル基準を満たすものについて、第7類型として位置づけることとしてはどうか。
- その際、講座レベルの指定基準としては、既存の他の課程類型の基準も参照しながら、以下の3つを設定することとしてはどうか。
  - 就職・在職率80%
  - 定員充足率60%
  - 認証評価（機関別認証評価・分野別認証評価とも）適合相当

## 見直し事項②

### 第1類型における4年課程の限定的追加

- 法令上の最短期間が4年とされている管理栄養士の養成課程及び法令上の最短期間が3年とされている養成課程であって定時制で開講（土日や夜間を中心に開講）するものについては、実質的に4年の課程が「当該資格の取得に必要な最短の期間であるもの」と言えることから、これらの課程についても、一定の講座レベル基準を満たすものを指定の対象としてはどうか。
- その際、このように例外的に指定対象に位置づける4年課程については、その対象を、人材開発統括官定めにおいて限定列挙することとしてはどうか。

(※) 法令上、養成課程の最短期間が4年とされている業務独占・名称独占資格として現時点で把握しているものは、管理栄養士のみ。

## 見直し事項③

### 第2類型における「社会人向けプログラム」の追加

- 文部科学省において、専門学校が提供する実践的な社会人向けプログラムを文部科学大臣が認定する新たな制度の創設を予定（平成31年4月開講予定。名称について文科省において最終調整中。）。
- 本課程については、専攻分野に関する企業等との教育課程編成委員会の開催、企業等と連携した実習・演習等の実施など、訓練の期間を除き、現行の第2類型（職業実践専門課程）とほぼ同様の基準により認定されるものであり、（習得能力量の代理指標としての）時間数・期間が一定水準以上のものであれば、職業実践専門課程と同様、中長期的キャリア形成への効果を有するものと考えられる。
- したがって、既存の他の課程類型の基準も参照しながら、本制度による認定を受けたプログラムのうち、以下の要件を満たすものについて、指定の対象としてはどうか。その際、本制度の「職業実践専門課程」との共通性・類似性をもって、課程類型としては、合わせて第2類型と整理することとしてはどうか。
  - 訓練時間数が120時間以上のもの
  - 就職・在職率が80%以上のもの

## 見直し事項④

### 制度運用上の検討課題の取扱い（１）（経過措置関係）

- 現行制度上、専門実践教育訓練の各課程類型に該当するものの、講座レベル基準を満たさない講座について、原則として、一般教育訓練の指定基準を満たすものであっても一般教育訓練の指定対象外としている（※例外として、附則において、制度創設あるいは課程類型追加以前より一般教育訓練に指定されていたものについては、当分の間、指定対象としている。）ところ、こうした講座について、**雇用の安定及び就職の促進に資するものとして、一般教育訓練の指定対象とすることとしてはどうか。**

## 見直し事項⑤

### 制度運用上の検討課題の取扱い（２）（就職・在職率等）

- **介護福祉士実務者研修**（修了のほか一定の実務経験とあわせて介護福祉士国家試験の受験資格が得られる、条件つき養成課程）について、現在は指定対象としていないが、**第1類型の講座レベル要件（受験率、合格率、就職・在職率）を満たし、中長期的キャリア形成に資すると言える講座については指定対象としてはどうか**（1年未満の課程であるため、人材開発統括官定めへの規定が必要。）。
- 就職・在職率の計上にあたり、**長期履修生については、計上の対象から外すこととしてはどうか。**一方、受講後に就労することが十分に見込めない講座については指定の対象に含めるべきではないという考え方から、**進学者については、引き続き計上の対象とすることとしてはどうか。**

- 第3類型（専門職大学院の課程）については、受講者に占める在職者の割合が極めて高いことから、訓練修了後の雇用保険適用就職率等の指標をもって訓練効果を評価することが困難。  
このため、訓練受講と中長期的キャリア形成との結びつきを強化し、また、その訓練効果を評価するための仕組みを整備するとともに、得られた評価結果については講座の指定にも反映することが適当ではないか。
- 具体的には、専門職大学院の課程について、現行、指定講座運営機関に課している情報開示の仕組みを活かし、**修了者の一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等の、訓練効果に関わるより具体的情報公開を促進すること**としてはどうか。
- これに加え、
  - ・ **キャリアアップのために必要かつ有効な教育訓練を選択するための訓練前キャリアコンサルティングを受けることを、在職者についても必須とすること**（※現行制度上、在職者については事業主の受講承認をもって代替することも可。）
  - ・ **訓練修了後、訓練受講の効果等についての報告を、給付の要件とする**仕組みを設けることについて検討を行うとともに、
    - ・ **修了後の職務内容や職位等の観点からのキャリアアップの実態や、それに対する訓練受講の貢献度（受給者の自己認識）等についてアンケート調査を通じ、継続的に把握すること**としてはどうか。
- 上記についての具体的検討結果も踏まえつつ、**これらの取組を通じて把握された講座ごとの訓練効果を、講座の再指定要件に位置づけること**としてはどうか。

# 現行指定基準からの変更点（案）

## 1 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

[訓練期間：1年以上3年以内のもの（人材開発統括官の定める1年未満の養成課程を含む。）]

目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上 就職・在職率：80%以上

## 2 専門学校の職業実践専門課程 [訓練期間：2年のもの]

就職・在職率：80%以上

## 3 専門職大学院

[訓練期間：2年以内（資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間）のもの]

就職・在職率：80%以上（法科大学院については司法試験合格率：全国平均以上）

定員充足率：60%以上 認証評価（機関別評価及び専門職大学院評価）において適合相当

## 4 大学等における職業実践力育成プログラム

[訓練期間：正規課程・・・1年以上2年以内のもの、特別な課程・・・時間が120時間以上、かつ期間が2年以内のもの]

就職・在職率：80%以上（+大学院における正規課程にあつては、定員充足率：60%以上）

## 5 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

[訓練時間が120時間以上（ITSSレベル4相当以上のものに限り30時間以上）かつ訓練期間が2年以内のもの]

目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上 就職・在職率：80%以上

## 6 第四次産業革命スキル習得講座

[訓練時間が30時間以上かつ訓練期間が2年以内のもの] 就職・在職率：80%以上

## 7 専門職大学・短期大学・学科の課程

[訓練期間：専門職大学・学科：4年のもの、専門職短期大学・学科：3年以内のもの]

就職・在職率：80%以上 定員充足率：60%以上

認証評価（機関別評価及び専門職大学評価）において適合相当

○ 管理栄養士の養成課程

○ 法令上の最短期間が3年とされている養成課程であつて定時制で開講するもの

見直し事項②

○ 介護福祉士実務者研修

見直し事項⑤

のうち、一定の講座レベル基準を満たすものを追加

○ 専門学校が提供する実践的な社会人向けプログラムとして文部科学大臣が認定したもののうち、一定の講座レベル基準を満たすものを追加

見直し事項③

○ 在職者の訓練前キャリアコンサルティングの義務化や給付制度上の訓練効果の継続的把握について、検討。取組を通じて得られた結果を再指定に反映（※一部、他の課程類型にも適用。）。

見直し事項⑥

その他

○ 就職・在職率の算定に当たり、長期履修生については分母計上の対象外とする（※進学者については引き続き計上の対象）。

見直し事項⑤

○ 専門実践教育訓練の各課程類型に該当するものの、講座レベル基準を満たさない講座で、一般教育訓練の指定基準を満たすものについては一般教育訓練の指定対象とすることを明確化。

見直し事項④

追加

見直し事項①

# 「専門実践教育訓練」の基本コンセプト（発足時と現状対比）

## 【専門実践教育訓練の法令上の定義】

- 雇用保険法施行規則第101条の7第2項（前略）雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち**中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練**として厚生労働大臣が指定する教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）（後略）
- これに係る、本制度創設時の労政審職業能力開発分科会（当時）の議論での考え方の整理のポイントと、今般の「3年後の見直し」の考え方の関係を整理すると、以下のとおり。

### 制度創設時の考え方のポイント

### 今回の見直し検討に当たっての考え方再整理

#### 対象層

- 雇用保険被保険者としての所定の期間を有し、受講により雇用保険被保険者としての就職、キャリアアップが見込まれる者

#### 中長期的

- 教育訓練の効果を10年程度活かせる能力習得を目指す

● 専門実践教育訓練  
給付のインターバル  
要件の見直し  
● 産業構造変化・技術  
革新の加速

- 教育訓練の効果を、分野に応じ一定期間（\*）活かせる能力習得を目指す

\* 給付要件との関わりでは、概ね3~10年といった期間

#### キャリア形成に資する

- 教育訓練の成果をもって就職や正社員転換の実現、定着等の可能性が高まるとともに、その後の就業経験、さらなる体系的教育訓練受講等の効果と相まって、**キャリアアップ**（能力、職位・処遇等の様々な観点から）に結びつく

#### 専門的かつ実践的な教育訓練

- 職業に不可欠・重要な資格を身につけ、専門的就業に結びつく【注：課程類型①が該当】

- 特に実践的な専門能力を、企業と連携した教育訓練機関で体系的に身につけ、現場で生かせる【注：課程類型②が該当】

- 技術革新や社会の変化等に対応した企業の現場で生かせる実践的な技術開発力、企画力、問題解決力等を社会人向け教育訓練で身につけ、業務遂行に生かせる【注：課程類型③が該当】

● 本制度創設後の、各般の政府方針や、新たな専門的・実践的な教育訓練制度の整備等を踏まえた、課程類型追加に係る議論の経過を踏まえた考え方の再整理

- 国家資格や、特に高い成長性が期待される民間資格の取得に直結【注：課程類型①⑤が該当】

- 教育訓練の質が、技術革新、市場ニーズやその変化等にも対応した、専門性・実践性を備えたものであることを国が保証する厳格な仕組みが具備【注：課程類型②③④⑥が該当】

- 新たな課程類型⑦（専門職大学等の課程）もこれに該当

- （習得能力量の代理指標としての）時間数・期間が一定水準以上

- （講座ごとの質の代理指標としての）資格受験・合格、就職・在職等の実績が一定水準以上

\* 指定基準のあり方の検討に当たっては、雇用保険制度としての負担と給付の均衡等の観点も勘案する必要があるもの